

# 政策調整会議の概要

開催日 平成 22 年 1 月 21 日 (木)

## ◎項目

- 1 「対話と実行」座談会の実施について【総務部】
- 2 平成 21 年治安情勢について【警察本部】
- 3 シートベルト全席着用の推進について【警察本部】
- 4 高知県暴力団排除条例（仮称）について【警察本部】

## ◎内容

- 1 「対話と実行」座談会の実施について【総務部】

総務部から来年度の「対話と実行」座談会の実施について説明を行った。

### 【概要説明】

- ・来年度の「対話と実行」座談会は、引き続き行う地域グループ・団体や高校生との座談会のほか、これまで各部局で実施してきた会議等を座談会と位置付け、トータルで約 20 回開催していく考えである。
- ・今後、各部局と内容を詰めていきたい。

- 2 平成 21 年治安情勢について【警察本部】

警察本部から平成 21 年中における治安情勢等について説明後、意見交換を行った。

### 【概要説明】

- ・昨年中の刑法犯認知件数は 9,751 件で、前年比で 688 件、6.6% 減少した。これは、窃盗と詐欺の減少によるところが大きいと認められる。
- ・高知署、高知南署、南国署の 3 警察署での認知件数は 6,682 件で、全体の 68.5% を占めている。
- ・空き巣、自転車盗、車上ねらいなどの増加により、検挙人数は 2,036 人と、昨年から 45 人、2.3% 増加した。
- ・交通事故について、件数は 3,814 件で前年比 191 件の減少、負傷者は 4,450 人で 129 人の減少、亡くなられた方は 45 人で 12 人減少となっている。65 歳以上の高齢者の交通事故は 1,291 件で、前年比で 27 件減少した。けがをされた方は 951 人と 30 人増加したが、亡くなられた方は 15 人で前年比 20 人減である。
- ・亡くなられた方の数は昭和 29 年に現行の警察法が施行されて以降最小であり、高齢者で亡くなられた方の減少率 57.1% は全国一である。なお、四輪乗車中に亡くなられた方 18 人のうち、シートベルトの非着用で亡くなられた方は 10 人で、うち 7 人は着用されていれば助かったと思われる。
- ・今年は、高齢者の安全対策、子ども安全対策、歩行者・自転車安全対策、悪質・危険運転者対策、被害軽減対策、交通環境の整備、関係機関・団体の連携強化の 7 本を柱にした安全対策により、交通事故死者数を 43 人以下としたい。

### 【主な意見】

- ・(刑法犯認知件数について) 随分と減ったということか。  
→そうです。高知県治安対策プログラムで 1 万件以下にするという目標は達成されている。
- ・不況下では犯罪が増えるという傾向はないのか。  
→ひったくりなどは増えているので、今年はそれらの取締りをより一層強化する必要がある。

- 3 シートベルト全席着用の推進について【警察本部】

警察本部からシートベルト全席着用の推進について説明後、意見交換を行った。

### 【概要説明】

- ・平成 20 年 6 月に施行された道路交通法の一部改正により、シートベルト全席着用は義務化された。後部座席シートベルト非着用の場合、罰則規定はないが、高速道路では運転者に違反 1 点が付加され、一般道路では指導警告されることとなっている。
- ・昨年 10 月に全国一斉に行った調査によると、本県は一般道路も高速道路も運転席、助手席、後部座席すべてで着用率が全国平均を下回る結果となった。特に一般道路における助手席と後部座席の着用率は全国最下位であった。
- ・今後、非着用違反に対する指導取締りを徹底するとともに、全席着用を促進するための広報・啓発活動を一層強力に推進する方針であり、今年 2 月 22 日から 28 日の 1 週間は、集中指導取締りや街頭指導なども計画している。

### 【主な意見】

- ・高速バスでの着用について、バス会社への指導などはどうなのか。  
→最終的には乗車される方のモラルに委ねられる。バス会社には、乗車される方にモラル向上のためのお願いをしてもらうよう指導をしていきたい。
- ・タクシーはどうか。  
→一般道は一般車両と同じで罰則はないが、着用していただくようお願いしている。
- ・以前はそれほど低くなかったと思うが、高知県の着用率が低い。  
→非常に我々も危機感を持っている。県民交通安全日で着用率向上のキャンペーンを予定しているが、普段からそのような呼びかけをしていかなければなかなか向上しないのではと思っている。

## 4 高知県暴力団排除条例（仮称）について【警察本部】

警察本部から高知県暴力団排除条例（仮称）について説明後、意見交換を行った。

### 【概要説明】

- ・骨子案については、1 月 14 日の企画会議で説明を行ったが、27 日に関係部局・所属の担当者に集まってもらい、内容の詳細の説明をしたいと考えている。説明会終了後は、関係所属とすり合わせを行いつつ、条例を組み立てていきたい。
- ・先般、条例の制定作業の一つの指針とするための暴力団に関する県民アンケートを実施し、578 名から回答をいただいた。
- ・条例制定については「賛成」が約 8 割、「よく分からない」が 14% であった。また、「暴力団排除のために何が必要か」との質問に対しては、「加入させない青少年に対する教育が必要ではないか」あるいは「暴力団にお金を出す企業の規制が必要」、「構成員の離脱、組から抜けることを支援したり、仕事に就かせる社会福祉支援が必要である」といった回答があった。
- ・4 月末までに条例素案を作り、5 月にはパブリックコメントにかけていきたい。

### 【主な意見】

- ・全国的な条例制定の状況と、他県の条例案と違うところがあれば教えてほしい。  
→現在、福岡県、佐賀県、鹿児島県、長崎県の 4 件で制定されており、高知県も含めて約 20 府県が現在策定作業中である。総合的な暴力団排除条例は福岡県だけであり、本県では福岡県条例をベースにした内容で作業を進めている。また、条例の中で罰則規定を設けたいと考えている個所があるが、他県では行政上の措置にしているところもある。
- ・暴力団排除のためには、当然契約相手から外していくことになるのだろうが、そのような情報はどのように提供されるのか。  
→既に行っている情報提供とあわせて、一層出せる情報を出していかなければならないと考えている。